

第1回 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議
事項書

平成29年9月29日

601特別委員会室

1 座長及び副座長について

2 今後の進め方等について

<配付資料>

資料1 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議の設置について

資料3－1 議会改革取組（案）について

資料3－2 議会改革度の向上にかかる検討項目一覧（案）

資料4－1 三重県議会基本条例の改正（案）について

資料4－2 他県の議会基本条例の特徴的な規定

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する

検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	前野 和美 議員	自民党
副座長	小島 智子 議員	新政みえ
委 員	三谷 哲央 議員	新政みえ
委 員	津村 衛 議員	新政みえ
委 員	山本 勝 議員	自民党
委 員	中嶋 年規 議員	自民党
委 員	山内 道明 議員	公明党
委 員	山本 里香 議員	日本共産党
委 員	長田 隆尚 議員	能動
委 員	倉本 崇弘 議員	大志

「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議」 の設置について

平成29年9月21日の議会改革推進会議役員会において、議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議」

2 目的

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

- 10名以内の委員で構成する。
- 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

議会改革取組（案）について

1. 情報共有

- ・ 視察内容の報告をインターネットで公開する。（政務活動費）
- ・ 政務活動費にかかる領収書以外の説明資料もインターネットで公開する。
(・政務活動費の支給方法を後払い方式にする。)
- ・ 住民アンケート等を実施して、みえ県議会だよりの改善・工夫等を行う。
- ・ S N S （Facebook 等）を活用した情報発信を行う。

2. 議会機能強化

- ・議長選挙の所信表明会をインターネット上の動画で公開する。

議会改革度の向上にかかる検討項目一覧(案)

資料3-2

区分	判定	項目	対応案・課題	備考
情報共有	○	視察内容の報告をインターネットで公開する。(政務活動費)	・議会図書室で閲覧されているものをネットでも掲載する。	
	○	政務活動費にかかる領収書以外の説明資料もインターネットで公開する。	・議会図書室で閲覧されているものをネットでも掲載する。	
	(○)	政務活動費の支給方法を後払い方式にする。	・「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」で検討。	
	○	住民アンケート等を実施して、みえ県議会だよりの改善・工夫等を行う。	・e-モニターの活用。 ・みえ県議会だよりの紙面を活用。	
	○	SNS(FacebookやTwitter)を活用した情報発信を行う。	・頻繁に更新する必要があり、魅力ある記事の検討。	
	○	みえ県議会だよりやホームページなど広報の手段ごとに、目的やターゲット(年齢や性別などの対象)を設定する。	・議会広聴広報計画で整理。	
	△	政務活動費について弁護士や公認会計士によるチェック体制を整える。(必要に応じて相談できる体制)		
	△	議案資料(本文)を本会議が始まる前にインターネットで公開する。	・議案資料の電子化による業務負担増。	
	△	議案資料(本文)をインターネット動画ページ内に表示させている。または議案へのリンクを同ページ内に設ける。	・議案資料が電子化されれば、対応は可能。	
	△	議会のホームページを外国語対応にする。	・多額の予算が必要。	
住民参加	○	意見交換会で出された県民の意見については、所管する委員会でも報告する。	・委員長へ確実に情報提供し、各委員会で共有する。	
	○	県民との意見交換会の開催回数を増やす。	・各会派が現在行なっている関係団体からの要望聞き取りを県民との意見交換会と位置付ける。	
	○	傍聴者がパソコン等の機器を持ち込めるようにする。	・他の傍聴者に迷惑がかかる可能性があるが、音が出ないように配慮を求める。	
	□	議事堂にキッズスペースを設ける。	・傍聴受付の後方の部屋など対応可能エリアの検討。 ・子どもの対応をする人員が課題。	
	□	議事堂以外で議会(委員会等)を開催する。	・職員の業務負担増。ネット中継への対応が課題。	
	□	議員との意見交換会を実施する。(未成年を対象としたシティズンシップの推進)	・みえ現場de県議会での開催が考えられる。但し、テーマや参加者は毎年広聴広報会議で決定するため、継続的な取組にならない。	
	△	夜間議会を実施する。	・職員が時間外対応することになる。	
	△	休日議会を実施する。	・執行部をはじめ関係機関との調整が必要。	
	×	委員会室等を一般の人が会議などで利用できるように開放する。	・管財課との調整が必要。	
	○	議会改革に関する実行計画を作成する。	・今回の取組みについて取りまとめる。	
議会機能強化	○	議長選挙の所信表明会をインターネット上の動画で公開する。		
	○	事務局内に業務改善のための会議を置く。		
	△	事務局職員を増員する。	・人事課との調整が必要。	
	△	調査研究のためのデータベース(官報情報検索サービス等)に議員も利用できるようにする。	・IDは1つで、事務局職員が調査のため使用し、結果を議員に提供している。	
	△	議会図書室にインターネットが使用できるパソコンを設置する。	・スペース及び予算上の確認をする必要がある。 ・スマートフォン等の普及を考えるとそれほど需要が見込めないのではないか。	
	△	議案資料などを電子化する。	・議案資料の電子化による業務負担増。	
	×	全議員にタブレット等を配付する。	・多額の予算が必要。県庁全体のICT化に合わせて実施。	
	×	クラウド、ASP等を利用する。	・多額の予算が必要。県庁全体のICT化に合わせて実施。	
	×	電子採決(賛否をシステムで集計・表示)を導入する。	・多額の予算が必要。県庁全体のICT化に合わせて実施。	

凡例: ○実施可能、□条件次第で実施可能、△要検討、×実施困難

※網掛けは事務レベルで対応可能な項目(実施可能なものは速やかに実施)

三重県議会基本条例の改正（案）について

1 意見公募に関する規定

重要な条例の立案に当たっては、広く県民の意見を聞くものとする旨の規定を新設する。

○条文イメージ

議会は、議員又は委員会が県の政策に関する重要な条例を制定しようとするときは、あらかじめ、当該条例の案に関する資料等を公表し、広く県民の意見を求めるものとする。

2 委員長報告等の処理経過の報告に関する規定

委員長会議の申し合わせ事項である「委員長報告及び附帯決議の処理経過の報告要求」について、条例に格上げする。

○条文イメージ

議会は、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、知事等に対し、その処理の経過及び結果報告を求めることができる。

3 政策提言等の尊重を知事に求める規定

議会が行う政策提言等の尊重を知事に求める規定を新設する。

○条文イメージ

議会は、知事等に対して政策提言等を行ったときは、知事等に対し、その尊重を求めるものとする。

他県の議会基本条例の特徴的な規定

1 総則的規定

(1) 議会の役割等に関する規定

議会の役割等について具体的に列挙

(岩手、神奈川、石川、広島、兵庫、長崎、茨城、岡山、愛知、福井、山形、**山梨**)

○ 山梨県議会基本条例

(議会の役割)

第3条 議会は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決による県の意思決定
- (2) 知事等の事務の執行についての監視及び評価
- (3) 県政の課題に関する政策の立案及び提言
- (4) 意見書、決議等による国等に対する意見表明
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査結果等の県民への説明

2 議会は、付議された案件に対し、精査するとともに、誠実に対応しなければならない。

(2) 議長の責務等に関する規定

- ・議長の責務等について規定 (石川、兵庫、岡山)
- ・議長及び副議長の責務について規定 (**山梨**)
- ・議長、副議長及び委員長の責務について規定 (**滋賀**)

○ 山梨県議会基本条例

(議長及び副議長の責務)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。

- 2 議長及び副議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする。
- 3 議長及び副議長は、議会事務局を統括し、綿密な議会運営に努め、秩序を保持するとともに、その責任を負うものとし、不測の事態が生じたときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

○ 滋賀県議会基本条例

(議長等の責務)

第3条 議長、副議長ならびに常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、前条に定める議会運営についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、職務を遂行しなければならない。

(3) 議員の役割等に関する規定

議員の役割等について具体的に列挙

(福島、岩手、神奈川、宮城、北海道、高知、石川、鹿児島、奈良、広島、愛媛、兵庫、長崎、沖縄、鳥取、茨城、岡山、徳島、青森、愛知、山梨)

○ 山梨県議会基本条例

(議員の役割)

第 12 条 議員は、責務を果たすため次に掲げる活動を行うものとし、活動に必要な能力の向上を図るため研修及び研究を通じて、不断の自己研さんにはめなければならない。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査
- (2) 県の政策形成に係る調査及び研究、政策立案並びに政策提言
- (3) 予算の適正執行についての監視及びその成果についての評価
- (4) 県政についての県民からの意見の聴取及び県民への説明

(4) 職員の責務に関する規定

職員の責務等について規定 (群馬、滋賀)

○ 滋賀県議会基本条例

(職員の責務)

第 5 条 議会事務局の職員は、基本理念にのっとった議会運営を補佐し、および支援する役割を適切に果たすために必要な知識および技術の修得に努めなければならない。

(5) 県議会の機能強化に関する規定

- ・議員の身分の位置付けの明確化について規定 (神奈川)
- ・議長の権限の強化について規定 (神奈川)

○ 神奈川県議会基本条例

(県議会の機能強化等)

第 10 条 (略)

2 県議会は、議員がその役割を十全に果たせるよう、議員の身分の位置付けの明確化に積極的に取り組むものとする。

3 (略)

4 県議会は、県議会の機能強化の先導的な役割を担う議長の権限の強化に取り組むものとする。

5・6 (略)

2 議会運営に関する規定

(1) 「反問権」及び「質問題趣旨確認」に関する規定

- ・知事等は、本会議等において、反問することができる旨を規定

(神奈川、宮城、**長崎**)

- ・知事等は、質問の趣旨を確認するための発言をすることができる旨を規定
(岩手、北海道、高知、石川、奈良、広島、沖縄、宮崎、**青森**)

○ 長崎県議会基本条例

(知事等の反問)

第 14 条 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

○ 青森県議会基本条例

(知事等による確認)

第 9 条 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができる。

(2) 予算審議等の強化に関する規定

- ・議会は、知事等に対し、予算調製の方針について説明を求め、政策提言等を行う旨を規定 (宮城、**宮崎**)
- ・予算、決算審議を効果的に実施するための体制等の整備に努める旨を規定
(宮城、沖縄、**宮崎**、岡山、徳島)

○ 宮崎県議会基本条例

(予算審議の強化)

第 10 条 議会は、知事に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための機能の充実強化に努めるものとする。

(3) 議会の意思の発信に関する規定

議会は、意見書等により、積極的に議会の意思を発信する旨を規定 (**京都**)

○ 京都府議会基本条例

(議会の意思の発信)

第 19 条 議会は、意見書、決議等により、積極的に議会の意思を発信するものとする。

(4) 地方自治法に規定する議会の権限等の活用に関する規定

- ・議会は、地方自治法に規定する議会の権限に関する制度を活用する旨を規定（岩手、長野、広島、愛媛、沖縄、愛知、福井）

○ 沖縄県議会基本条例

(制度の活用)

第 21 条 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 1 項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

○ 福井県議会基本条例

(調査権)

第 18 条 議会は、委員会において県の事務および県政の課題の解決に資するための調査を行うほか、必要に応じて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 100 条第 1 項の規定に基づく県の事務に関する調査を行うものとする。

(制度の積極的活用)

第 19 条 議会は、法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件の追加、法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等議会の権限に関する制度を積極的に活用するものとする。

(5) 委員会に関する規定

- ・必要に応じ、委員会を市町村で開催することができる旨を規定（北海道）
- ・委員会は、毎年度、運営に関する方針を定め、公表しなければならない旨を規定（滋賀）
- ・委員会は、必要があると認めるときは、請願提出者等に意見を聞く機会を設ける旨を規定（滋賀）

○ 北海道議会基本条例

(委員会)

第 6 条 (略)

2・3 (略)

4 委員会は、災害等への迅速な対応又は地域の課題に係る調査のため、必要に応じ、会議を関係市町村で開催することができるものとする。

○ 滋賀県議会基本条例

(委員会の運営方針)

第 13 条 常任委員会および特別委員会は、毎年度、行政監視および政策形成に係る活動を計画的かつ重点的に推進するための運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

(請願提出者等の意見の聴取)

第 19 条 委員会は、請願の審査のため必要があると認めるときは、請願の提出者、紹介議員その他の関係人に意見を聞く機会を設けるものとする

(6) 議長等の所信表明に関する規定

議長との選挙に先立ち所信表明を行う旨を規定 山梨

○ 山梨県議会基本条例

(議会運営の原則)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 議長又は副議長の選出に当たっては、その職に就任することに意欲のある議員は、選挙に先立ち所信を述べるものとする。

(7) 大規模災害等への対応に関する規定

大規模災害等が発生した際の対応等について規定(宮崎、徳島、山形、山梨)

○ 徳島県議会基本条例

(大規模な災害等への対応)

第21条 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

○ 山梨県議会基本条例

(緊急事態等への対応)

第7条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、知事が定める地域の防災に関する計画のほか、議長が別に定めるところにより、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

(8) 議員連盟に関する規定

議員は、「議員連盟」を結成することができる旨など「議員連盟」に関する事項を規定 (岩手、北海道、群馬、岡山、愛知)

○ 岡山県議会基本条例

(議員連盟)

第17条 議員は、特定の県政の課題について調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

2 議員連盟は、その活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

3 知事等との関係に関する規定

(1) 監視及び評価に関する規定

議会は、知事等の事務執行の監視・評価にとどまらず、「知事等に対し適切な措置・対応を講ずるよう求める」旨を規定

(福島、岩手、大分、宮城、北海道、高知、鹿児島、京都、愛媛、群馬、沖縄、鳥取、茨城、徳島、青森、愛知、**山梨**)

○ 山梨県議会基本条例

(監視及び評価)

第 25 条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合は、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

(2) 県議会への説明に関する規定

- ・知事等は、予算を調製したとき等は、その内容を議会に説明する旨を規定
(神奈川、長野、高知、石川、鹿児島、広島、長崎、沖縄、**茨城**、徳島、山形)
- ・知事等は、予算調製等に当たっては、議会の政策提案の趣旨を尊重する旨を規定 (神奈川、高知、石川、広島、長崎、沖縄、**茨城**、徳島)
- ・議会は、知事が予算を調製したとき等は、資料の提供、説明を求める旨を規定 (広島、兵庫、岡山、福井、山形、**山梨**)

○ 茨城県議会基本条例

(議会への説明等)

第 25 条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、事前にその内容を説明するよう努めるものとする。

- (1) 予算を調製したとき。
 - (2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。
- 2 知事等は、県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策の作成若しくは変更に当たっては、これらに関連する議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

○ 山梨県議会基本条例

(議会の資料要求等)

第 28 条 議会は、知事が予算を調製したとき又は知事等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。

- 2 知事等は、前項の求めに対し、速やかに対応するよう努めなければならない。

(3) 資料請求に関する規定

- ・議会等は、知事等に対し、審議関係資料の提出等を求める旨を規定
(京都、愛媛、沖縄、**滋賀**)
- ・知事等は、議会から資料提出の要求があったときは、支障がない限り、その求めに応ずるよう努める旨を規定 (**滋賀**)

○ 滋賀県議会基本条例

(資料の提出の請求等)

第 17 条 委員は、知事等に対し、その目的を明らかにして、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 知事等は、委員会または議員から前項の規定による資料の提出の求めがあったときは、公務の効率的な遂行を阻害するおそれその他公務の遂行上特別の支障がない限り、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(4) 議会の決議等の尊重等に関する規定

- ・知事等は、事務執行に当たっては、議会の決議等の趣旨を尊重する旨を規定 (**長野**)
- ・知事等は、議会活動に関する予算調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮する旨を規定 (**長野**)

○ 長野県議会基本条例

(議会の決議等の尊重等)

第 9 条 知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

2 知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとする。

(5) 決議等の処理に関する規定

- ・知事等は、決議、請願について誠意をもって処理しなければならない旨を規定 (**滋賀**)
- ・議長等は、決議の処理経過、結果報告を知事等に請求することができる旨を規定 (**滋賀**)

○ 滋賀県議会基本条例

(決議等の処理)

第 16 条 知事等は、議会または委員会が議決した決議および議会が採択した請願について、誠意をもって、これを処理しなければならない。

2 議長および委員長は、議会または委員会が議決した決議の処理の経過および結果の報告を知事等に請求することができる。

(6) 政策提言に関する規定

議会は、政策提言等を行ったときは、知事等に対し、その尊重を求める旨を規定（京都）

○ 京都府議会基本条例

（政策の提言及び提案）

第 13 条 （略）

2 （略）

3 議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。

4 県民との関係に関する規定

(1) 請願・陳情に関する規定

- ・請願等を県民の政策提案ととらえ、誠実・適切に処理する旨を規定
(岩手、神奈川、宮城、長野、高知、鹿児島、京都、奈良、広島、愛媛、群馬、兵庫、沖縄、**鳥取**、茨城、岡山、徳島、青森、山梨)
- ・上記に加えて、請願提出者の参考人出席を求めることが意見を聞く機会を設ける旨を規定 (岩手、神奈川、広島、群馬、沖縄、**鳥取**)

○ 鳥取県議会基本条例

(議会活動における県民参画の機会確保)

第 14 条 (略)

- 2 議会は、県民から請願書又は陳情書が提出されたときは、誠実に処理するものとし、必要に応じて、県民の意見を聞く機会を設けるものとする。

(2) 意見公募に関する規定

- ・議長は、議員等が重要な条例の立案をしようとするときは、当該議員の申し出に基づき、条例案等の資料を公表し、県民に広く意見を求めるべき旨を規定 (滋賀、**山梨**)
- ・議員等は、上記の場合にあっては、提出された意見を十分に考慮しなければならない旨を規定 (滋賀、**山梨**)

○ 山梨県議会基本条例

(意見の公募)

第 22 条 議長は、議員又は委員会が県の政策に関する条例を制定しようとする場合は、当該議員又は委員会の申し出に基づき、あらかじめ、当該条例の案及びこれに関する資料を公表し、広く県民の意見を求めるものとする。

- 2 前項の場合には、議員及び委員会は、当該条例の案について提出された意見をできる限り考慮するものとする。

(2) 広聴広報に関する規定

- ・議長は、定例記者会見等の方法により、議会の方向性について県民に明らかにする旨を規定（奈良、沖縄、**青森**）
- ・「議会報告会」、「移動委員会」等を開催する旨を規定（神奈川、**長崎**）
- ・議会は、毎年度、県民等と意見を交換する機会・場を設けなければならぬ旨を規定（**滋賀**）
- ・議員及び会派としても、議会活動に関して積極的な広報に努める旨を規定（**山梨**）

○ 青森県議会基本条例

（広報及び広聴の充実）

第14条 （略）

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

○ 長崎県議会基本条例

（広聴広報機能の充実）

第8条 （略）

2・3 （略）

4 議会は、議会報告会、特定の課題に関する移動委員会等を活用し、県民に身近に感じられるよう努めるものとする。

○ 滋賀県議会基本条例

（県民との意見交換）

第25条 議会は、毎年度、県政の課題に関する情報の収集を図るとともに、調査審議の充実に資するため、委員会による調査活動を通じ、幅広い層の県民と意見を交換する機会を設けなければならない。

○ 山梨県議会基本条例

（広報の充実）

第20条 （略）

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

(3) 会議の公開等に関する規定

- ・議案に対する会派又は議員の賛否を速やかに公表する旨を規定
(岩手、宮城、広島、群馬、兵庫、長崎、**沖縄**、茨城、青森、福井、山梨)
- ・傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保する旨を規定 (宮城、奈良、**沖縄**)
- ・議会は、本会議等の日程、議題等をインターネット等の利用により公表しなければならない旨を規定 (**滋賀**)
- ・議会は、本会議等の開催に当たっては、議案等の提供、供覧等の措置を講じなければならない旨を規定 (**滋賀**)
- ・議会は、車椅子使用者が円滑に傍聴できるスペースの設置等を講ずるよう努める旨を規定 (**滋賀**)
- ・議会は、本会議等の資料、議員の出欠、賛否の状況等をインターネット等の利用により公表しなければならない旨を規定 (**滋賀**)

○ 沖縄県議会基本条例

(会議等の公開等)

第 12 条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

○ 滋賀県議会基本条例

(傍聴)

第 21 条 議会は、本会議および委員会を開こうとするときは、県民が傍聴に必要な情報を容易に入手することができるよう、あらかじめ、日程、議題その他の情報をインターネットの利用その他多様な方法により公表しなければならない。

2 議会は、本会議および委員会を開くに当たっては、傍聴者が調査審議の内容をできる限り容易に理解することができるよう、議案および会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

3 議会は、高齢者、障害者等が本会議を円滑に傍聴することができるよう、車椅子使用者が円滑に利用することができる傍聴スペースの設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の公表)

第 22 条 議会は、県の政策形成の過程の公正性および透明性を確保するとともに、県民が議会の諸活動に関する評価を的確に行うことができるようにするため、本会議、常任委員会および特別委員会の記録、会議資料、会議の出欠および議案に対する賛否の状況その他必要な情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 その他の規定

(1) 政治倫理に関する規定

議員が遵守すべき政治倫理基準について、具体的に列挙 (大分)

○ 大分県議会基本条例

(政治倫理基準の遵守)

第 18 条 議員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- 一 議員は、議会及び議員の品位、名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- 二 議員は、本県職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。
- 三 議員は、本県職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不正な働きかけをしないこと。
- 四 議員は、政務活動費に関する諸規定を遵守し、より厳正な行動に努めること。

(2) 議会事務局に関する規定

・議会図書室の充実に関し協議等を行うための組織を設置することができる

旨を規定 (青森)

・知事は、議会が行う議会事務局等の強化等に適切に対応する旨を規定

(鳥取)

○ 青森県議会基本条例

(広報及び広聴並びに議会図書室に関する組織)

第 19 条 議会は、広報及び広聴並びに議会図書室の充実に関し協議又は調整を行うための組織を設置することができる。

○ 鳥取県議会基本条例

(議会事務局等の機能の強化等)

第 18 条 (略)

2 (略)

3 知事は、この条例の趣旨を十分に尊重し、議会が行う議会事務局等の機能の強化等について適切に対応するものとする。

(3) 米軍基地に起因する諸問題への対応に関する規定

米軍基地に起因する諸問題への対応に関し規定（沖縄）

○ 沖縄県議会基本条例

（米軍基地に起因する諸問題への対応）

第 24 条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第 6 条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。）に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。